

広島県告示第八百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和元年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成二十年広島県告示第三百二十一号
	平成二十一年広島県告示第二百八十八号 平成二十三年広島県告示第二百三十三号
所在地	広島県大竹市大竹町白石一丁目、同町大竹、同町木野及び同町油見二丁目地内
土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	区域の名称
小瀬川支川九（一隣二）地区	小瀬川支川九（二隣二）地区
土石流	土石流
土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類
秋葉川（四）	秋葉川（四）
土石流	土石流
上稲荷谷川（七）地区	上稲荷谷川（七）地区
土石流	土石流
郷谷川（二）地区	郷谷川（二）地区
土石流	土石流